

令和 7 年 7 月 22 日
岡 山 労 働 局

【報道関係者様】 岡山地方最低賃金審議会 及び 岡山県最低賃金専門部会の開催について

下記のとおり、撮影及び傍聴の時間を設けます。希望される報道関係の方は、下記の申し込み方法によりお申し込みください。

なお、審議経過によっては開催されない場合があります。

開催されない場合は、確定した段階ですみやかにご連絡いたします。ただし、別紙日時の直前（当日）のご連絡となる場合があります。

記

- | | | | | |
|---|----|--------------------|----|----------|
| 1 | 日時 | 令和 7 年 8 月 19 日（火） | 午後 | } 別紙のとおり |
| | | 令和 7 年 8 月 20 日（水） | 午後 | |

（注意）審議状況により、上記とは別の日時に結審する可能性もあります。
あらかじめご了承ください。

- | | | |
|---|------|----------|
| 2 | 場所 | } 別紙のとおり |
| 3 | 撮影許可 | |

4 申し込み方法

電子メール等で、別紙の 1 (1)、1 (2)、2 (1) 及び 2 (2) のうち、撮影及び傍聴希望のものを明記の上（複数選択可）、氏名（ふりがな）・勤務先または所属団体、電話番号・メールアドレスをお知らせください。なお、申し込み多数の場合には人数の調整を行いますので、あらかじめご了承ください。

お申込み締切りは 令和 7 年 8 月 1 5 日（金） 正午（必着）です。

申込み先 〒700-8611

岡山市北区下石井 1－4－1 岡山第 2 合同庁舎

岡山労働局労働基準部賃金室 宛 TEL 086 (225) 2014

メールアドレス chinginshitsu-okayamakyoku@mhlw.go.jp

5 その他

- ① 当日は、各会の開始 1 0 分前までにお越しください。開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
- ② 事務局が指定した場所以外での撮影はできません。
- ③ その他、会長と事務局職員の指示に従ってください。

1 8月19日(火)

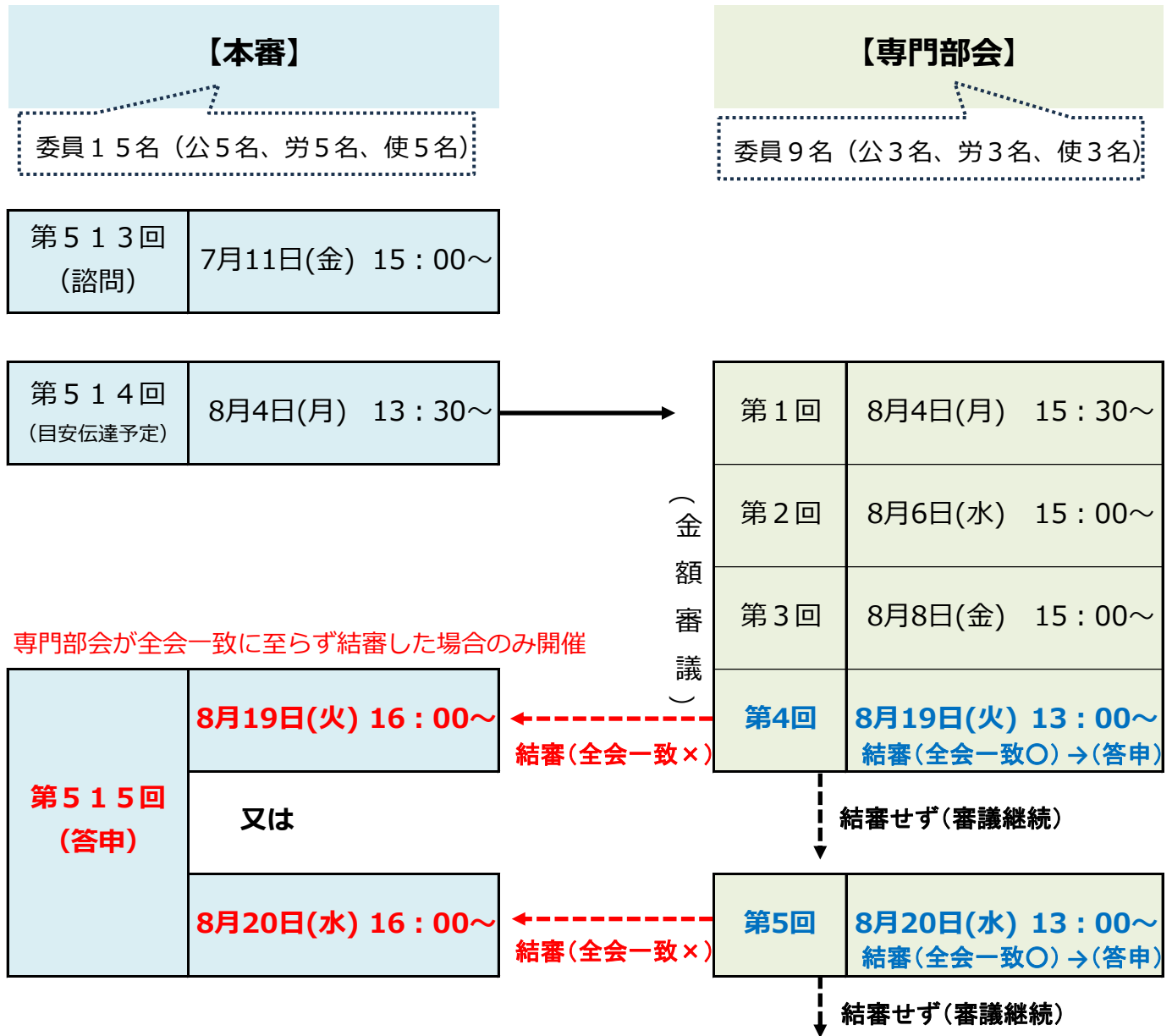
	会議名	予定時刻	場 所	撮影許可	備 考
(1)	第4回 岡山県最低賃金専門部会	13時00分～	ピュアリティまきび 2階 白鳥	・開始時刻の5分 程前から頭撮可 【全会一致で結 審した場合↓】 ・専門部会部会長 から労働基準部 長への答申文手 交時の撮影可	・審議時間が長時間に 亘る場合があります。
(2)	第515回 岡山地方最低賃 金審議会	16時00分～	(岡山市北区下石井 2-6-41)	・開始時刻の5分 程前から頭撮可 ・審議会会長から 岡山労働局長へ の答申文手交時 の撮影可	・(1)が全会一致に至 らず結審した場合に のみ、開催されます。 ・開催の場合、開始時 刻が(1)の審議経過に より大幅に前後する ことがあります。

2 8月20日(水)・・・上記1で結審した場合は開催されません

	会議名	予定時刻	場 所	撮影許可	備 考
(1)	第5回 岡山県最低賃金専門部会	13時00分～	第一セントラルビル 2号館 8階 Earth (アース)	・開始時刻の5分 程前から頭撮可 【全会一致で結 審した場合↓】 ・専門部会部会長 から労働基準部 長への答申文手 交時の撮影可	・審議時間が長時間に 亘る場合があります。
(2)	第515回 岡山地方最低賃 金審議会	16時00分～	(岡山市北区本町 6-30)	・開始時刻の5分 程前から頭撮可 ・審議会会長から 岡山労働局長へ の答申文手交時 の撮影可	・(1)が全会一致に至 らず結審した場合に のみ、開催されます。 ・開催の場合、開始時 刻が(1)の審議経過に より大幅に前後する ことがあります。

令和7年度 岡山地方最低賃金審議会・岡山県最低賃金専門部会 日程

※ 令和7年7月22日現在



- 専門部会が全会一致で結審した場合、同部会で答申が行われます。本審は開催されません。
- 専門部会が全会一致に至らず結審した場合、本審で審議が行われ、答申となります。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン